

改訂 社会教育ハンドブック

社会教育推進全国協議会 編



改訂



290442

社会教育ハンドブック

社会教育推進全国協議会 編



エイデル研究所

BC 060770

はしがき

ことし一九七九年は社会教育法施行三十年の年である。この間に社会教育の行政や施設、その実践や運動にかかわって、どれほど多くの人たちのエネルギーが注ぎこまれてきたことだろう。そこには栄光の瞬間もあったかもしれないが、多くの苦悩の歴史があり哀歓おりまぜての三十年であったに違いない。

しかし同時にこの歴史の道程において社会教育の実践・理論の着実な蓄積があったことも確かなことであった。とりわけ一九七〇年代には社会教育を真に国民のものとしてとらえ直す「国民の学習権」思想とそれを実現していく運動が目を見はるようなひろがりをもせた。われわれの社会教育推進全国協議会（社全協）の運動もこの十年間に大きく躍進した。それぞれの地域で、社会教育を民主化していく努力がはじまっている。

いま私たちはどこを歩いているのだろうか、その到達点を一步一步明らかにしていこう、各地のさまざまな実践に学び、その理論と方法を共有財産にしよう、そして法や条例に定められる理念を確実なものにしよう、そのための実践的な「社会教育ハンドブック」をつくろうではないか、というのは実は社全協の積年の課題であった。

社会教育戦後三十年の蓄積を凝縮させ、住民の英知と職員の力量による社会教育の到達点を明らかにし、それを国民全体の共有財産とするために「社会教育ハンドブック」は編まれたといつてよい。はじめての試みである。陣痛がながく、苦しい作業であった。それだけに、社会教育ハンドブック委員会（後掲）に結集された研究者をはじめ多くの方々の協力をえて、このように充実した内容で刊行できた感激は言葉で表現できない。

私たちは編集のねらいとしてとくに次の点を重視した。この諸点は「社会教育行政必携」（文部省内社会教育行政研究会編）に比してきわだった特徴となるはずである。

(1) 国の基本法令・通達等を収録することは勿論であるが、同時に地方自治体の条例・規則・要綱等の先進的事例もできるかぎり収録する。(2) 法制・行政上の資料にとどまらず、具体的典型的な実践事例を豊富にとりあげる。(3) 官側の資料だけではなく民間的な運動が創出してきた事例資料をも重視する。(4) 各項目について歴史的な展開過程において重要な資料を紹介する。(5) 国際的視野を忘れない。(6) 行政例規的な利用にとどめず、住民をふくめて誰もが利用できるように、各項目・各資料ごとにそれぞれ必要な解説をつける。(7) 基本統計及び年表を作成する。

編集をすすめる過程では、収録すべき資料があまりにも多く、本書を二冊か三冊に分ける案も出た。多くを求めすぎているのではないかと悩んだこともあった。しかし日常の社会教育実践や運動の「手びき」書として、つねに携帯できる「ハンドブック」であるためには、一冊にすべてを凝縮しなければならなかった。枚数を限定して、資料の精選・厳選をくりかえした。泣くような思いで割愛した資料も少なくない。当初の計画よりも第一編「社会教育とは何か」、第四編「統計と年表」は大幅に圧縮する結果になっている。

本書にはいくつもの課題がのこされている。一つは収録した資料の地域的な偏りをなくしていくことである。一つは、これから新しく生みだされる法制的あるいは実践的資料の補充である。一つは国際的視野による資料の拡充である。

私たちの計画としてはこの「社会教育ハンドブック」を二年ないし三年ごとに改訂していくことを考えている。そして今後の改訂作業を充実したものにするためには、「社会教育ハンドブック委員会」を常設することもある。今後この委員会に全国各地から先進の実践事例を継続的におよせいただきたいし、また委員会

活動そのものに参加していただくようお願いしたい。その過程で課題を克服し、さらに充実した「社会教育ハンドブック」をめざしたい。

本書刊行にいたるまでには、お名前を掲げることは控えるが、実に多くの方々からの激励、ご教示、ご協力を賜った。心からの御礼を申しあげる。とりわけ私たちにあって残念なことは、編集上さまざまな点でご指導をうけ、さらに本書の完成を心待ちにされていた宮原誠一、吉田昇両先生が、刊行の日をまたず相次いで不帰の客となられたことであった。私たちの「社会教育ハンドブック」の到達点をきっと喜んでいただけたに違いないことを思うと無念というほかはない。

この種の本の刊行は、出版社の理解と支援なしには企てられない。私たちの企画に全面的に賛同され、誠意あふれる協力を惜しまれなかった総合労働研究所の方々のご労苦に深甚の謝意を表したい。とりわけ「社会教育ハンドブック」にとって小島喜孝氏との出会いは幸せなことであった。

「社会教育ハンドブック」がすべての教育委員会、公民館・図書館など社会教育諸施設、学校等の諸機関に常備されることはもちろん、そこで情熱をもやす職員や教師、さらに社会教育に参加する住民、学生そのほかすべての民主的社会教育の前進を求める人たちに愛されることをねがってやまない。

一九七九年七月三〇日

社会教育推進全国協議会

(編集委員) 小林 文人

島田 修一

奥田 泰弘

改訂版発行にあたって

「社会教育ハンドブック」初版が世に出てすでに四年あまりを經過した。初版本は、版を重ねること八刷、私たち編者の期待通り、いや期待以上に多くの人に読まれることになった。嬉しいかぎりである。大きな産声をあげて誕生した赤ん坊が、いますますくと育っている。この機会に、私たちのハンドブックを愛し育てて下さったすべての方々にお礼を申しあげたい。

初版本がこれだけ多くの人に読まれたということは、民主的な社会教育の前進をねがう人たちが決して少なくないこと、その人たちがこの種の実践的なハンドブックを切実に求めていること、のなよりの証左であろう。それだけに、さらに内容を充実し、新しい到達点を明らかにし、すぐれた実践を共有化していくための改訂作業は「社会教育ハンドブック委員会」に課せられた責務である。

この間、社会教育をめぐる状況は激しく動いている。中央教育審議会答申に示される国策としての生涯教育の登場があり、また第二次臨時行政調査会による行政改革の動きも急であった。社会教育関係法令の一部改正もみられた。自治体の社会教育は、これらの国レベルの動きに大きな影響をうけている。しかし他方で、青年運動、婦人運動、あるいは子育ての地域教育運動、生協消費者運動、障害者運動、反核平和の運動等の大きなうねりがあり、それらに支えられた社会教育実践の前進もたしかなものがある。社会教育にかかわる国際的交流もこの間に明らかに前進した。わずか五年たらずといえども、社会教育は激しく動いているのである。

本書の編集方針は、初版本の「はしがき」に示したものと基本的にかわっていない。初版の基本構成を踏襲

しつつ、初心を大事にしながら、しかしその後の新しい変化と実践的な前進をもちこむことが改訂版のねらいであった。初版発行の際に課題としてのこされたこと、すなわち(1)収録資料の地域的かたよりをなくす、(2)新しい法制・実践資料の補充、(3)国際的資料の拡充等についても、できるだけ克服する努力を試みた。ただ「つねに携帯できるハンドブック」であるためには、頁数をふやすことには限度がある。各項目それぞれ、基本資料はしっかりと残し、古い部分を割愛し、そして新しい資料を加えて、それらをすべて一冊に凝縮するというのはやはり難作業であった。

もちろん本改訂版についても、まだまだ不十分な点を残している。これから本書を活用していただくなかで、忌憚のない批判助言をお願いしたい。二〇三年ごとに予定している新しい改訂によって、一歩ずつ克服し、さらに充実した内容にしていきたい。

本書編集にあたっては、資料提供をおねがいした関係機関、団体をはじめ、実に多くの方々からのご援助、ご協力をいただいた。ここにお名前は記さないが、そのすべての方々に厚く御礼を申しあげたい。また本書は、総合労働研究所から教育関係図書出版を独立させた新しい装いのエイデル研究所より発行することになった。新会社発足の多忙のなか、誠心誠意の努力を惜しまれなかった大塚智孝氏を代表とするエイデル研究所の皆さん、とくに寺村一三、入沢充両氏のご労苦にたいして感謝の意を表したい。

一九八三年九月

社会教育推進全国協議会
(編集委員)

小林文人

島田修一

奥田泰弘

■本書にご協力いただいた機関・団体(50音順)

資料の掲載を心よくご了解くださった教育委員会、社会教育施設・大学・高校などの公的機関、および資料を提供してくださった方々のほかに、以下の団体にご協力いただいた。

昭島に公民館をつくる会 飯田市公民館主事会 飯田・下伊那主事会
いなみ野学園 親子映画東京連絡会 親子読書・地域文庫全国連絡会
草の実会 月刊社会教育編集部 公民館づくり運動三多摩連絡会 国民
文化会議 小平教育を考える母親の会 沢内村社会福祉協議会 下伊那
郡公民館主事会 庄内労農大学 新日本体育連盟 全国公民館連合会
全国子ども劇場おやこ劇場連絡会 全国同和教育研究協議会 全国農業
協同組合労働組合連合会 全国農民大学交流集会運営委員会 全国PT
A問題研究会 全日本自治団体労働組合 全日本社会教育連合会 茅ヶ
崎に公民館をつくる会 妻有の婦人教育を考える集団 東京都児童館研
究集会事務局 図書館問題研究会 長野県公民館連絡協議会 長野県地
域住民大学 日本教職員組合 日本子どもを守る会 日本青年団協議会
日本体育協会 日本図書館協会 日本母親大会連絡会 日本民間教育研
究団体連絡会 日本有機農業研究会 日本労働組合総評議会 博物館問
題研究会 東久留米市に公民館をつくる会 東村山市に公民館をつくる
会 東村山の社会教育をすすめる会 兵庫県神戸市婦人団体協議会 枚
方市婦人学級連絡会 福岡市公民館職員協議会 船橋民主教育と子ども
を守る協議会 民主的な社会教育を発展させる都民の会 山形県農民大
学 横浜社会教育研究会 楽生学園 労働者教育協会

■本書活用の手引き

一 資料およびその配列

(1) 資料は、できる限り第一次資料を収録するよう努めた。

また、明らかに誤字・誤植であると思われるものを除き、原資料を忠実に再生するよう努力した。

(2) 資料の配列は、各項目(第二編一四項目、第三編一八項目計三二項目)によつて多少の違いはあるが、原則として、まず「問題・課題別の小節」(漢数字)たとえば、一 歴史 二 理念、三 実践の到達点など)をたて、ついで、各小節ごとにおおよそ編年順に資料を配列した。

(3) 資料には、各小節ごとに通し番号(洋数字)を付した。

二 資料の見出し

資料は、できる限り原名をもつて表示した。ただし、「略称」(たとえば「日教組」など)のほうが判りやすいと判断したもののについては、それを用いた。

三 抄録の表示

法令、通達・通知、条例、規則、要綱(項)、答申、議会議事録等を抄録する場合には、資料名に「(抄)」を付し、その他の資料の場合は、本文中に「…(略)…」で示した。答申類は、ばあいによつてはその両方を併用した。

四 出典について

資料の出典は、各資料の末尾に「()」を付して明示した。ただし、法令、通達・通知、条例、規則については出典を省略した。また、要綱(項)、答申、お知らせ等で現物またはそ

のコピーから収録したものは出典を省略した場合がある。

五 資料の解説

(1) すべての項目に、その項目に収録した全資料を概観する解説を付した。

(2) 各資料の末尾には、必要に応じて、その資料のもつ意味等を示す簡単な解説を、※を付してつけた。なお、本書には収録していないが参照してほしい資料名や、連絡・交流のための「問い合わせ先」をなるべく付記するよう努めた。

六 資料の重複の排除

同じ資料が二項目以上にわたる場合には、最もふさわしいと思われる項目内に本文を収録し、他は項目のみをあげ、矢印で本文収録の場所を示した(例、↓第三編17職員と職場211)その際収録頁は「()」内で示した。

改訂版項目一覽

第一編 社会教育とはなにか

第二編 社会教育の法と制度

- 1 基本法令
- 2 社会教育の理念と計画
- 3 社会教育行政と職員
- 4 公民館
- 5 図書館
- 6 博物館
- 7 社会教育諸施設
- 8 社会教育関係団体
- 9 社会教育における委員制度
- 10 各種学校・専修学校・社会通信教育
- 11 学校開放
- 12 大学と社会教育
- 13 同和教育
- 14 社会教育財政

第三編 ゆたかな社会教育活動のために

- 1 学級・講座

第四編

社会教育基本統計 団体一覽

社会教育年表 さくいん

- 2 青年の学習
- 3 婦人の学習
- 4 高齢者の学習
- 5 労働者の学習
- 6 農民の学習
- 7 障害者の学習
- 8 文化
- 9 社会体育・スポーツ
- 10 子どもと学校教育
- 11 PTA
- 12 地域教育運動・住民運動
- 13 社会教育をすすめる住民運動
- 14 民衆大学の創造
- 15 視聴覚教育
- 16 コミュニティとボランティア活動
- 17 職員と職場
- 18 民間教育運動

目次

はしがき

改訂版はしがき

本書にご協力いただいた機関・団体

本書活用の手引き／改訂版項目一覧

第一編 社会教育とはなにか

一 社会教育とはなにか 2

社会教育への期待／社会教育は国民のもの／権利としての社会教育／社会教育の課題

二 社会教育の歴史に学ぶ 7

近代日本社会教育の特質／戦後教育改革の意義と課題

三 社会教育のゆたかな可能性を求めて 12

社会教育施設と職員をふやすとりくみ／住民参加の実践はすすむ／ひろがる民間運動との結びつき／国民に開かれた社会教育の創造を

第二編 社会教育の法と制度

——どう生かし創るか

1 基本法令 20

1 日本国憲法（抄） 22

2 教育基本法 25

3 社会教育法 26

4 社会教育法施行令 33

社会教育法案提案理由説明 34

社会教育法改正経過一覧 35

5 図書館法 36

同施行規則（抄） ↓ 第二編5 図書館一—2 39

6 博物館法 39

同施行規則（抄） ↓ 第二編6 博物館一—2 44

7 青年学級振興法 44

8 スポーツ振興法（抄） 48

9 文化財保護法（抄） 50

10 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（抄） 51

教育委員会法（旧法）（抄） 58

中野区教育委員候補者選定に関する区民投票条例 63

2

社会教育の理念と計画 92

一 社会教育をめぐる国際的動向 95

- 11 文部省設置法（抄） 64
- 12 教育公務員特例法（抄） 70
- 13 地方自治法（抄） 72
- 14 児童福祉法（抄） 79
- 15 勤労青少年福祉法（抄） 81
- 16 勤労婦人福祉法（抄） 82
- 17 老人福祉法（抄） 84
- 18 地域改善対策特別措置法↓第二編13同和教育一—5 85 (472)
- 19 心身障害者対策基本法（抄） 85
- 20 児童憲章 87
- 21 国際人權規約（抄） 87
- 22 児童の権利宣言 89
- 23 婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（抄） 90
- 3 OECD・リカレント教育（抄） 96
- 4 ILO・有給教育休暇に関する条約（第百

二 国の社会教育政策と国民教育 100

- 40号）↓第三編5労働者の学習三—4、5 97 (655)
- 5 成人教育の発展に関する勧告（抄） 97
- 6 国連婦人の一〇年後半期行動プログラム↓第三編3婦人の学習四—1 99 (596)
- 7 婦人に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約↓第二編1基本法令23 99 (90)
- 8 軍縮教育世界会議・最終文書（抄） 99
- 9 国際障害者年長期行動計画↓第三編7障害者の学習一—3 100 (678)
- 1 急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について（抄） 100
- 2 在学青少年に対する社会教育の在り方について（要旨） 102
- 3 青少年と社会参加（抄） 103
- 4 青少年の徳性と社会教育 107
- 5 地域社会と文化について（抄） 108
- 6 生涯教育について（抄） 109
- 7 日本の教育をどう改めるべきか——地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか——（抄） 111
- 8 現代日本の教育改革——第二次教育制度検討委員会最終報告（抄） 112

三

都道府県の社会教育

119

- 9 地域のスポーツ・文化・芸術の振興に関する重点施策(抄) 113
- 10 科学者憲章 116
- 11 社会教育研究全国集会テーマ一覧 116
- 12 国の経済計画・総合開発計画 117
- 13 社会教育審議会答申・建議等一覧 118

四

市町村の社会教育

128

- 1 秋田県・生涯教育推進要綱(抄) 119
- 2 秋田県生涯教育推進本部設置要綱(抄) 121
- 3 東京都の自治体行政と都民の社会活動における市民教育のあり方について(抄) 122
- 4 東京・ともに生きるための生涯学習をめざして(概要) 123
- 5 東京都立川社会教育会館・市民活動サービス・コーナー↓第二編7社会教育諸施設一
↓4 125 (369)
- 6 京都・社会教育指導の重点 125
- 7 京都・「ろばた懇談会」実施要項(抄) 126
- 1 京都・久美浜町社会教育方針 128
- 2 長野・松川町社会教育の基本方針 130
- 3 栃木・西那須野町の社会教育 132

3

社会教育行政と職員

137

一 行政の基本理念

140

- 1 教育刷新委員会建議「教育行政に関すること」(抄) 140
- 2 米国第一次教育使節団報告 140
- 3 教育基本法第十条「解説」(抄) 141
- 4 社会教育法解説(寺中作雄)序 142
- 5 急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について(抄)↓第二編2社会教育の理念と計画二―1 143 (100)
- 6 日本の教育をどう改めるべきか―地域と職場の学習・文化活動をどうすすめるか(第一次教育制度検討委員会報告)↓第二編2社会教育の理念と計画二―7 143 (111)
- 7 これからの社会教育行政のあり方(抄)(日教組第二次教育制度検討委員会) 143
- 8 東京都の自治体行政と都民の社会活動にお
- 4 神奈川・相模原市の公民館整備計画↓第二編4公民館二―3 135 (197)
- 5 大阪・枚方市「社会教育をすべての市民に」(枚方テーゼ)(抄) 135
- 6 静岡・掛川市生涯学習都市宣言(抄) 135

- ける市民教育のあり方について(抄)↓第
二編2社会教育の理念と計画三—3 147
京都府・社会教育指導の重点↓第二編2社
会教育の理念と計画三—6 147
市町村の社会教育行政方針↓第二編2社会
教育の理念と計画四 147
(128)

二 職員組織

- 1 社会教育主事の給与等級の格付けについて 147
2 市町村における社会教育指導者の充実強化
のための施策について(抄) 148
3 派遣社会教育主事給与国庫補助について 150
4 社会教育指導員設置費補助事業の運用につ
いて 151
5 社会教育を国民の手で守ろう—社会教育主
事制度「改悪」のねらい—(抄) 152
6 東京・品川区非常勤指導員の常勤専門職化
社会教育法の一部改正について 155

三 社会教育行政の「合理化」再編

- 1 第二次臨時行政調査会最終(第五次)答申
(抄) 155
2 京都市中央図書館社会教育総合センター財
団委託問題 156

147

四 職員の養成・採用・研修

- 3 静岡・浜松市公民館職員の嘱託化問題 157
4 広島・福山市公民館合理化阻止のたかい
名古屋市・文化振興事業団・スポーツ振興
事業団問題 160
(1) スポーツ振興事業団・文化振興事業団構
想について 160
(2) 財団法人名古屋市文化振興事業団寄付
金 161

162

4 公民館

一 公民館の法と理念

- 1 社会教育法↓第二編1基本法令 3 177
(26)

- 6 東京都立川社会教育会館「セミナー」 170
5 長野・松本市公民館館長制度↓第二編4公
民館三—1 170
4 東京・田無市公民館職員の専門職化と任用
要件 166
3 千葉・君津市社会教育担当専門職員募集要
項↓第二編4公民館三—5—(3) 166
2 石川県公民館職員講習規程 165
1 社会教育主事講習等規程 162

177

173

2	公民館の設置運営について	177
3	公民館の設置及び運営に関する基準	180
4	社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について(抄)	181
5	「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について(抄)	182
6	公民館三階建論(抄)	183
7	公民館のあるべき姿と今日的指標(抄)	183
8	全国公民館連合会「第二次専門委員会報告書」(抄)	184
9	新しい公民館像をめざして(三多摩TEEゼ)	185
10	私たちと公民館(神奈川・相模原市)	186
11	公民館とわたし(東京・東村山市)	189
12	滝宮こどもセンターちびっこ公民館の試み(香川・綾南町)	191

二 公民館の組織と運営(部落公民館・自治公民館を含む)……………194

1	本館併立方式(地区館方式)とはどういうものかー中央館・分館方式と比較してー(東京・国分寺市)	194
2	長野・飯田市民館の配置	195
3	神奈川・相模原市の公民館整備計画	197

三 公民館の職員……………204

〔館長制度〕

1	松本市・館長制度の改善(抄)	204
	〔公民館主事〕	
2	公民館主事の性格と役割(下伊那TEEゼ)	206
3	公民館主事の宣言(提案)	208
4	長野・松本市における公民館主事の専門職としての位置づけ	208
(1)	松本市教育委員会組織規則(抄)	208
(2)	長野・松本市教育委員会職員の職及び職種名に関する規則(抄)	209
5	千葉・君津市の社会教育職員体制	209
(1)	君津市における社会教育体制の整備について(抄)	209
(2)	公民館の現況と館長の変せん	211

(1)	相模原市民館整備基本計画(抄)	197
(2)	相模原市民館整備実施計画(抄)	198
4	長野県・喬木村公民館規則	198
5	集落公民館とそのまわりの計画(沖縄・今帰仁村)	199
6	自治公民館	201
	・京都・久美浜町における公民館のあり方について	201

- (3) 昭和四七年度君津市教育委員会社会教育
担当専門職員募集要項 (抄) 211

四 公民館運営審議会

212

- 1 東京・町田市公民館条例 (抄) 212
- 2 東京・町田新しい公民館の運営を考える集
い 212
- 3 東京・町田市民の学習・文化活動を推進す
るために 213
- 4 東京・町田市公民館運営審議会委員の選出
↓第二編9社会教育における委員制度二
3 214 (404)
- 5 東京・田無市公民館運営審議会委員選出の
手続↓第二編8社会教育関係団体二 2 214 (389)
- 6 公民館運営審議会設置の必要↓第二編9社
会教育における委員制度二 1 214 (402)
- 7 公民館運営審議会と館長人事 (東京・国分
寺市) ↓第二編9社会教育における委員制
度二 2 214 (402)

五 公民館の施設

214

〔公民館の施設〕

- 1 公民館の施設 (抄) (東京都教育庁) 214

〔公民館ロビー〕

- 2 東京・東村山市立中央公民館のロビー (平
面図) 219

〔公民館ホール〕

- 3 公民館ホール利用状況表 (東京・多摩市) 220
- 4 公民館ホール使用状況 (利用率) (東京・東
村山市) 222

〔公民館青年室〕

- 5 東京・国立市公民館の青年室 223

〔公民館保育室〕

- 6 公民館附属保育施設の件 (請願書) (東京・
国立市) 227

- 7 公民館に附属の保育施設設置について (要
望書) (抄) 228

- 8 国立市公民館保育室運営要綱 229

- 9 お子さんを預ける方に (東京・国立市) 230
- 10 自主グループに対し、公費による託児指導
員をつけることについての答申 (東京・田
無市) 230

- 11 公民館保育担当委員に関する要綱 (東京・
田無市) 232

- 12 昭和五八年度田無市立公民館保育室運営要
綱 (抄) 233

- 13 わが公民館における保育 (神奈川・茅ヶ崎
市) 233